

八溝山地域におけるニホンジカ生息状況調査及び 誘引捕獲委託事業（R7補正翌債） 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1. 事業の目的

近年、ニホンジカによる森林被害は全国共通の課題となっており、関東森林管理局においても捕獲事業や獣害防護柵の設置などで被害の拡大防止に努めてきたところである。

静岡県や群馬県をはじめとする既被害地における対策の結果、森林被害は維持、減少傾向にあるものの、一方でこれまで生息が確認されなかった福島県及び栃木県、茨城県に跨がる八溝山周辺地域において近年目撃が相次いでおり、令和2年度には棚倉署の新植地において当該地域で初となる森林被害が確認された。

これらのことから、当該地域におけるニホンジカ対策は新たな段階を迎えており、より一層の情報収集と効果的な対策が急務となっているため、当該地域において生息状況調査及び誘引捕獲を一体的に実施するものである。

なお、本事業による生息状況調査を行ってきた結果から、自動撮影カメラによってニホンジカ撮影の頻度が高かった箇所では誘引捕獲を実施し、被害拡大防止に努めるものである。

2. 事業内容

本事業は、国有林における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書に定めるもののほか、以下により実施すること。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月10日(水)まで(各事業の実施期間は5に示すとおり)

4. 事業実施に係る打合せ

本事業の実施に際して以下のとおり打合せを行う。なお、実績報告書作成時については、各森林管理署に配置する監督職員とWeb等による打合せとする。

| 時期 | 場所 | 備考 |
|----------|---------|-------------------------|
| 事業計画書作成時 | Web等打合せ | 監督職員による現地案内及び打合せ |
| 着手前 | 棚倉署管内 | |
| | 塩那署管内 | |
| | 茨城署管内 | |
| 事業実行時 | | 監督職員等の指示により必要に応じて打合せを実施 |
| 実績報告書作成時 | Web等打合せ | |

5. 事業内容

I 生息状況調査

自動撮影カメラによる定点調査

(1) 事業区域

- ・茨城県常陸太田市里川町字猿喰国有林 2010 林班 外（茨城森林管理署管内）
 - ・福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林 4 林班 外（棚倉森林管理署管内）
 - ・栃木県大田原市須賀川字如来入外 6 国有林 20 林班 外（塩那森林管理署管内）
- （生息状況調査及び誘引捕獲実施箇所位置図（以下、位置図という。）のとおり）

(2) 設置期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日までのうち 250 日間以上（土日祝日含む）

(3) 設置場所

当該箇所には既に自動撮影カメラを設置し定点観測していることから原則として移動は認めないものとするが、やむを得ない事由により変更の必要が生じる場合は監督職員と協議のうえ決定すること。また、設置している箇所にはテープなどで表示を行うこと。

(4) 自動撮影カメラの設定

- ア 撮影モード：静止画
 - イ 静止画解像度：5MP
 - ウ 連続撮影：3 枚
 - エ センサー感度：中（光や下草のちらつきの程度によって「低」に設定すること）
 - オ インターバル：1 分
 - カ 動画の撮影は行わないものとする。
- なお、自動撮影カメラの機種によって上記の設定ができない場合は、最も近い設定とすることとし、その旨監督職員に報告すること。

(5) 見回り

自動撮影カメラの設置後にあつては概ね 30 日間隔で見回ることとし、その結果を別紙様式特仕 1「自動撮影カメラチェックシート」に記録すること。

(6) 撮影画像の解析、調査

撮影画像について、撮影されたニホンジカの頭数、性別、成熟度、撮影日、時間等を整理することとし、ニホンジカ以外の野生哺乳類についても可能な限り同定すること。また、ニホンジカまたはカモシカの撮影状況については、別紙様式特仕 2「ニホンジカ等撮影状況一覧」に取りまとめ、生息状況の調査結果を 6 (2) により提出すること。

(7) 撮影画像の報告

茨城森林管理署管内の事業区域 (i 1～i13) 及び塩那森林管理署の事業区域 (e 1～e10) においてニホンジカが撮影された場合、自治体への情報提供を実施するため、見回り実施後速やかに監督職員に撮影映像を提供すること。

II わなによる誘引捕獲

(1) 事業区域

① くくりわな事業区域

- ・茨城県久慈郡大子町大字上野宮字八溝国有林 2090 林班 外（茨城森林管理署管内）
- ・福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林 19 林班 外（棚倉森林管理署管内）
- ・栃木県大田原市南方字上南方国有林 25 林班（塩那森林管理署管内）

② 囲いわな事業区域

- ・福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林 19 林班外（棚倉森林管理署管内）

(2) 捕獲対象及び目標頭数

くくりわな

捕獲対象：ニホンジカ

目標頭数：12 頭（棚倉署 3 頭、塩那署 5 頭 茨城署 4 頭）

(3) 実施期間及び1日当りのわな稼働時間

監督職員の指示日以降から令和 8 年 11 月 7 日までのうち 30 日間

(4) わな及び誘引資材の仕様

わな及び誘引資材は「調達及び貸与物品一覧表」に示すとおりとし、受託者が委託費内で調達すること。

(5) 実行体制

1 日あたりの実行体制は 1 班 2 名体制（車両 1 台）とする。（捕獲、見回り及び給餌・検体・わなのメンテナンス・埋設含む）

(6) わなの設置数及び設置位置

① くくりわなの設置数：41 基

② 設置位置

監督職員と協議のうえ、「位置図」に示す t 6～8 の経路周辺に 15 基、e 5、7 の経路周辺に 10 基設置、i 4、i 6～8 の経路周辺に 16 基設置し、わな設置箇所に対して、画角内に収まるようにわな 1 箇所に対して 1 台の自動撮影カメラを設置すること。なお、カメラの設定については、5 の I（4）に準ずる。

(7) くくりわなによる誘引捕獲の実施方法

① 事前調査

わな設置箇所を精査することを目的として、契約締結後速やかに（6）②のわな設置箇所に誘引資材、自動撮影カメラを設置し、当該箇所におけるニホンジカの誘引状況について確認をする。なおこの時の誘引資材は、原則鉍塩においては 1 基につき 1 kg、ヘイキューブにおいては 1 基につき 0.5 kg とする。自動撮影カメラの設定等は 5 の I（4）、（5）及び（6）に準ずることとし、見回りの際は誘引資材の状況を確認し、その結果を、別紙様式特仕 3「誘引作業日報」に記録しておくこと。

わなの設置については「小林式」を使用する。

② 事前誘引

ニホンジカの警戒心を解くことを目的として、捕獲作業の1ヶ月前から誘引資材を設置し、概ね7日間隔で誘引状況の確認と給餌のための見回りを実施し、その結果を別紙様式特仕3「誘引作業日報」に記録しておくこと。

なお、このときの誘引資材は①に準ずる。

③ わなの稼働及び誘引状況の見回り

①、②による事前調査において、わな設置箇所においてニホンジカが確認された場合、監督職員と協議の上わなを稼働させることとする。なお、ニホンジカが確認されない場合は監督職員と協議の上、わなの設置箇所を調整すること。

わな稼働期間中は1日1度の見回りを必須とし、見回りの際にわなの稼働状況、誘引資材の状況を確認し、その結果を別紙様式特仕3「誘引作業日報」に記録しておくこと。

④ 捕獲個体の止めさし及び処理

ア 捕獲状況の記録

ニホンジカが捕獲された場合はその結果を、別紙様式特仕4「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

イ 止めさし方法

原則としてナイフまたは電気止めさし機によるものとする。なお、安全上やむを得ず猟銃を使用する場合は監督職員と協議のうえ、その内容を別紙様式仕4「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

ウ 捕獲個体処理

集合理設の場合は監督職員が指示する場所に高さ1m×縦1m×横（各署の目標頭数）mの埋設穴を掘削し、林内埋設の場合は個体を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理すること。また、埋設に当たっては、他の野生鳥獣による掘り返し防止のため、捕獲個体1体につき2kgの消石灰を散布のうえ覆土すること。

(8) 囲いわなによる誘引捕獲の実施方法

① 事前準備

ニホンジカの警戒心を解くことを目的として、初回の自動撮影カメラ見回り時から誘引資材を設置し、概ね30日間隔で誘引状況の確認と給餌のための見回りを実施し、その結果を、別紙様式特仕3「誘引作業日報」に記録しておくこと。

なお鉋塩は1個設置し、ヘイキューブに関しては囲いわなに設置してある給餌器（塩ビパイプ）に投入すること。

② わなの稼働及び誘引状況の見回り

わな稼働期間中は1日1度の見回りを必須とする。

なお、見回りの際にわなの稼働状況、誘引資材の状況を確認し、その結果を、別紙様式特仕3「誘引作業日報」に記録しておくこと。

③ GPS首輪の装着

ア 囲いわなの誘引で捕獲されたニホンジカ1頭にGPS首輪を装着し、個体データを記録のうえ放獣する。放獣後GPS装着個体が死亡した場合は監督職員と協議することとする。

イ 捕獲に関しては麻酔を用いることとし、ニホンジカのストレスやケガを負わせ
ないよう心がける。

④ニホンジカの行動把握等

ア GPS 首輪を装着したニホンジカの生息状況及び移動状況を確認するため、イリジ
ウム衛星通信オプションにより 2 月末日まで位置確認を行う。測位間隔は 1 日 10
回程度とし、これによらない場合は委託者と協議の上決定する。

イ ニホンジカ 1 頭に装着し放獣した GPS 首輪からダウンロードした GPS 情報に基
づくデータにより、以下の各項目を把握する。

- ・ 1 日の行動状況
- ・ 季節ごとの生息場所及び移動経路

ウ 装着した GPS 首輪からダウンロードしたデータは、図面上にマップ化して表示
及びシェイプファイルにて納入することとする。

エ ニホンジカの行動形態に影響を与えると考えられる地域の気象（特に積雪）デー
タもあわせて取得しておくこと。

⑤ニホンジカの行動実態の分析

上記④の把握結果に基づき、ニホンジカの行動パターンや季節ごとの生息場所、特徴
的な移動経路等、生息分布状況を分析し、当該地域におけるニホンジカの具体的な行
動実態を明らかにする。

(9) GPS 首輪等

① ニホンジカに装着した GPS 首輪の通信にかかる契約期間はわな稼働開始月から令
和 9 年 2 月末日までとし、その間に発生する通信料は受託者において支払うものと
する。ただし、わな稼働期間に捕獲できなかった場合は通信を停止することとする。

② GPS 首輪は事業終了または使用期間終了後、棚倉森林管理署に帰属するものとす
る。

③ また、ニホンジカに装着した GPS 首輪は調査が終了後も、そのまま装着させてお
くこととする。（GPS 首輪を装着したニホンジカが死亡した場合等には、速やかに現
地に出向き、GPS 首輪を回収することを基本とする。）

④ 受託者がニホンジカに装着する前に GPS 首輪を破損させた場合は、受託者が新た
に用意する。

(10) 捕獲個体集計表等の作成

「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」 2. 4. 2 (5)・
(6)において受託者が作成する「捕獲個体記録票」及び「捕獲状況集計表」については、
別添の「【参考資料】捕獲状況集計表_説明」を参照の上、Microsoft Excel で作成し、
その電子データを監督職員に提出すること。

III 瞬間サンプリング法による生息密度調査

瞬間サンプリング法による生息密度調査に当たっては、別紙「関東森林管理局において
瞬間サンプリング法によるカメラトラップ調査の標準仕様書」参照の上、作業を行うこと。

IV 報告書の作成

報告書の作成に当たっては、事業計画書及びⅠ、Ⅱに係る調査結果、記録・写真及び実施箇所の状況、調査分析、考察等について記載すること。なお、調査分析については森林管理署ごと及び地区ごとに比較できるように記載すること。

V 安全対策

ア 関係機関・団体等への文書による周知

誘引捕獲実施予定日及び予備日について、一般者の立入を禁止する旨の文書を関係機関・団体等に通知し、周知すること。

イ 林道ゲート前の立ち入り禁止看板及びロープ等の設置

捕獲を実施する林道の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板を設置し、捕獲作業実施中の入林者の立ち入りを禁止すること。この場合の立入禁止看板の支柱・掲示板等は受注者で準備する。

ウ 猟具への標識設置（わなによる捕獲の場合）

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

エ 当日の安全管理体制

当日の実施については、安全指導体制、実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう明文化し実施する。

なお、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行う。

オ 事業の中止

事業の全部又は一部の実行を一時中止する場合は、契約条項第14条に基づくほか、天候不良等により事業の実施が困難と受注者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の事業を中止することができるものとする。この場合、作業日報に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載しておくものとする。

カ その他

その他、実施に当たり必要な安全対策を講じ実施するものとする。

6. 成果物の納入

受託者は現地調査終了後に生息状況調査及び誘引捕獲についての実施結果、記録写真、調査分析及び考察等について取りまとめた調査報告書等の成果物を納入すること。なお、報告書の納入にあたっては、提出期限の2週間前までにドラフトを提出すること。

(1) 納入期限及び場所

- ① 提出期限：令和9年3月1日（月）
- ② 提出場所：茨城森林管理署

(2) 納入物

- ① 報告書：電子ファイル及び印刷物（4部 カラーA4版左とじ、両面印刷）
- ② (2)①及び記録写真等の電子ファイルを保存したSDカード：3署分

なお、当該SDカードは本委託事業の経費において受託者が調達すること。

また、納入にあたっては、ウイルスチェックを行い、その内容（ウイルス対策ソフト

名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載した用紙を添付すること。

(3) 電子ファイルの仕様

- ① Microsoft 社 Windows11 で表示可能なものとする。
- ② 使用するソフトウェアについては、以下のとおりとする。
 - ア 文書：文書作成ソフトウェア (Microsoft 社 Word)
 - イ 表計算：表計算ソフトウェア (Microsoft 社 Excel)
 - ウ 画像：JPEG 形式
- ③ (3)②に示すデータに加え、(2)①の報告書データを PDF 形式で保存すること。
- ④ 報告書納入後に受託者側の責により不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(4) 留意事項

報告書等の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平 31 年 2 月 8 日変更閣議決定)に適合した製品を使用すること。

著作権等の扱い

- (1) 報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 報告書に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下「既存著作物」という。)は、個々の著作者等に帰属する。
- (4) 報告書に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び手続を行うものとする。

7. その他

(1) 関係機関への許認可申請、説明等

受注者は、くくりわな設置、ニホンジカ捕獲・埋設について、当該市町、環境省等関係行政機関に対し説明を行い、必要な許認可申請等を実施する。

(2) 一般的事項

- ア 受注者は、前期捕獲及び後期捕獲の開始時、中間期、報告書作成時に発注者と打合せを実施すること。
- イ 事業の進行状況を週に 1 回以上報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。報告はメールにて行うこと。
- ウ 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこれに従うものとする。

- エ 各種報告に用いる位置図類は関東森林管理局ホームページにて公表されている国有林野施業実施計画図（縮尺：2万分の1）を使用すること。
- オ 受注者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合、事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。
- カ 受注者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- キ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない作業を行う必要が生じたときは、監督職員と協議を行うものとする。
- ク 発注者は、実施した生息状況把握調査等必要な資料の貸与等を必要に応じて行う。
- ケ 受注者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）、「森林法」（昭和26年法律第249号）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）、「国有林野管理規程」（昭和36年農林省訓令第25号）、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）及びその他の関係法令（銃を使用する場合は「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第6号）、「火薬類取締法」（昭和25年法律第149号））を遵守しなければならない。

（3） 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、5の(10)の力により事業の一時中止を行った日以外で、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

（4） 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複（本事業で捕獲したニホンジカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領するなど）はできない。

（5） CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、各県におけるCSF対策を熟知して適切な対策を行うこと。

8. 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の生産等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。

関東森林管理局において瞬間サンプリング法による カメラトラップ調査の標準仕様書

1 調査の目的

本調査は、ニホンジカ被害対策及び捕獲効果の検討のため、局所的なニホンジカの個体数を推計することを目的とする。

2 調査の概要

- (1) 発注者が指定した箇所にセンサーカメラを設置し、5分毎のタイムラプスにより撮影を行う。
- (2) AddaxAIによりニホンジカ等の動物が写っている画像を抽出した上で、目視により獣種を判定し、Excelに整理する。

3 調査対象獣種

シカ、イノシシ、クマ等の撮影された獣種

4 設置台数

計36台（棚倉・塩那・茨城森林管理署管内 各12台）

5 設置林小班

- ・福島県東白川郡棚倉町大字大梅字久慈川国有林26林班 外（棚倉森林管理署管内）
- ・栃木県大田原市雲岩寺字檜沢国有林24林班 外（塩那森林管理署管内）
- ・茨城県久慈郡大子町大字左貫字入山国有林2109林班外（茨城森林管理署管内）
（「瞬間サンプリング法調査予定設置箇所位置図」（以下「位置図」という。）のとおり）

6 撮影期間

- (1) 原則は、令和8年10月1日（木）から令和8年11月11日（水）までの6週間とし、撮影期間の前後2週間は監督職員と協議の上、撮影期間を変更できる。

7 貸与物品

センサーカメラ等の調査物品は、「調達及び貸与物品一覧表」に示すとおりとし、その他必要となる物品については受託者が委託経費内で調達すること。

8 調査方法

詳細な調査方法は「関東森林管理局版 瞬間サンプリング法調査マニュアル」のとおりとする。

「関東森林管理局版 瞬間サンプリング法調査マニュアル」は関東森林管理局HPに掲載。

(1) 設置箇所の条件

センサーカメラの設置箇所は以下の条件を満たすこと。なお、撮影開始前に監督職員の了解を必ず得なければならない。

- ア 見通しのよい箇所
- イ 立木が密集して動物が写らない個所ではないこと。
- ウ 川、谷、崖ではないこと。
- エ 設置箇所の条件に満たない地点がある場合は、位置図の予備地点と予め指定した地点とを変更すること。
- オ これによらない場合は、監督職員の指示を受けること。

(2) センサーカメラの設置

- ア センサーカメラとSDカードに位置図に記載された地点名をあらかじめ表示すること。
- イ センサーカメラは地上から原則1mの高さに設置すること。
- ウ センサーカメラは地表面に対して水平に設置する。斜面の場合は等高線に平行に設置すること。
- エ センサーカメラに直射日光や木漏れ日が当たらないよう概ね北向きに設置すること。
- オ センサーカメラが動かないよう杭や木の幹等にしっかりと固定する。また、センサーカメラと木等の間に細い棒等を挟んで固定し、電池交換の際に有効撮影区域がずれないようにすること。
- カ センサーカメラを設置した立木の上部及び区域外の立木にテープを巻き明示すること。
- キ 必要に応じ、撮影の障害となる草などを除去すること。

(3) 有効撮影面積、緯度経度、高さの測定

- ア センサーカメラの設置個所を頂点とし、ここを起点とした角度(およそ40°から50°)の両側2辺10mを測定した上で、頂点の対辺の長さを測定し、別添1「カメラ情報野帳」に記録すること。この測量した範囲を有効撮影面積とする。
- イ センサーカメラ設置箇所の緯度経度を測り、カメラ情報野帳に記録すること。緯度経度は、60進法(度分秒)ではなく度の10進法で記載すること。
- ウ センサーカメラの設置高(上記の通り原則は1m)を測り、カメラ情報野帳に記録すること。

(4) センサーカメラの設定

- ア タイムラプス5分間隔で撮影(検知モードでは撮影しない)
- イ 静止画(解像度5MP)
- ウ 夜間撮影は赤外線フラッシュ
- エ 連続撮影、センサー感度は設定しない。

オ センサーカメラの機種によって上記の設定ができない場合は、最も近い設定とすることとし、その旨監督職員に報告すること。

カ ア～エの設定後、センサーカメラが正しく作動することを、別添2①「チェックシート」により記録した上で、撮影を開始しなければならない。

(5) 見廻り

ア 調査期間中は、適切に見回りをを行い、電池及びSDカードの残容量が十分あることを確認すること。

イ 電池及びSDカードを交換する際、センサーカメラが動かないよう注意するとともに、交換後、撮影範囲がずれていないかをセンサーカメラの画面により確認すること。

ウ 撮影開始から1週間後は必ずSDカードを交換し、パソコンに取り込んで画像を確認して適切に撮影されていることを確認すること。

エ 電源が切れていた場合は、時刻及びその他の設定を確認すること。

オ アからエについて別添2②「チェックシート」に記録しておくこと。

(6) 回収

撮影が終了したら、撮影期間終了日から2週間以内にセンサーカメラを撤去すること。なお、設定の誤りが判明する可能性もあるため、SDカードを入れたまま、センサーカメラを撤去すること。

(7) AI解析

ア AddaxAIによりニホンジカ等の動物が写っている画像を抽出すること。

イ AI解析で抽出された画像を目視で確認し、AI解析結果に、別添3「AI解析結果の入力項目」を追記し、獣種については、別添4「獣種リスト」に基づき、有効撮影範囲内外で撮影された獣種を入力する。

ウ AI解析結果のファイル名は、「results_地点名.xlsx」とする。ファイル名は地点名を含め半角英数字とする。

エ 別添5「生息密度の計算」に基づき、生息密度の推定を行う。

(8) 成果物の提出

センサーカメラ回収後1カ月以内に、以下について、紙媒体及び記憶媒体（SDカード等）を監督職員へ提出すること。

ア 位置図

イ カメラ情報野帳及びカメラ情報野帳を記録したExcel（別添1）

ウ チェックシート（別添2）

エ すべての撮影画像（記憶媒体のみ）

オ （7）アで抽出された画像（記憶媒体のみ）

カ （7）ウのAI解析結果（記憶媒体のみ）

キ (7) エの生息密度の計算(別添5)

なお、記憶媒体(SDカード等)は本委託事業の経費において受託者が調達すること。

また、納入にあたっては、ウイルスチェックを行い、その内容(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載した用紙を添付すること。

9 その他

- (1) 受注者は、事業の進行状況を定期的に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。
- (2) 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこれに従うものとする。
- (3) 受注者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受注者は監督職員と協議を行うものとする。